

# 洋上風力発電の導入に向けた今後の進め方

## 1 今年度の成果

- 部会における議論、事業者プレゼンテーション、各種調査等を通じた委員の理解の深化
- 先進地視察や漁業協調策等に関する研究を通じた漁業者（特に酒田の漁業者）の理解促進
- 遊佐町内地区別説明会による遊佐町民への周知

## 2 今後の進め方（予定）

- 今年度の成果及び来年度の進め方を 12 月開催の全体会議に報告

↳ 関係者のご理解を大前提に法定協議会の設置を国に要請

### （来年度の進め方）

(1) 法定協議会の設置	(2) 研究・検討会議（遊佐部会）の継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 促進区域の指定に向けた関係者の議論・調整</li> <li>○ 事業者の公募要件の策定に向けた地元意見の申し入れ</li> </ul> <p>➡ <u>関係者間の合意形成</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法定協議会の開催状況等について情報提供・意見交換</li> <li>○ 地元意見をくみ上げ、法定協議会の議論等に反映</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ セミナーや説明会を開催し、漁業者・地域関係者の一層の理解浸透</li> </ul>

↳ 国による促進区域の指定へ

### 参考 再エネ海域利用法における協議会の役割（法第 9 条）

#### ○目的

海洋再生可能エネルギーに係る促進区域の指定及び促進区域における発電事業の実施に関し必要な協議を行うもの

#### ○協議会の構成

- ① 経済産業大臣、国土交通大臣、関係都道府県知事 【設置者】
- ② 農林水産大臣、関係市町村長
- ③ 漁業者の組織する団体その他の利害関係者、学識経験者 等

#### ○設置要請及び応諾義務

関係都道府県知事は、経産大臣及び国交大臣に協議会の設置を要請することができ、要請を受けた両大臣はその要請に応じなければならない。

#### ○協議内容の尊重

協議会において協議が整った事項について、協議会の構成員はその結果を尊重しなければならない。

# 洋上風力発電導入までの進め方(イメージ)

期間の  
目安

1  
~  
2  
年



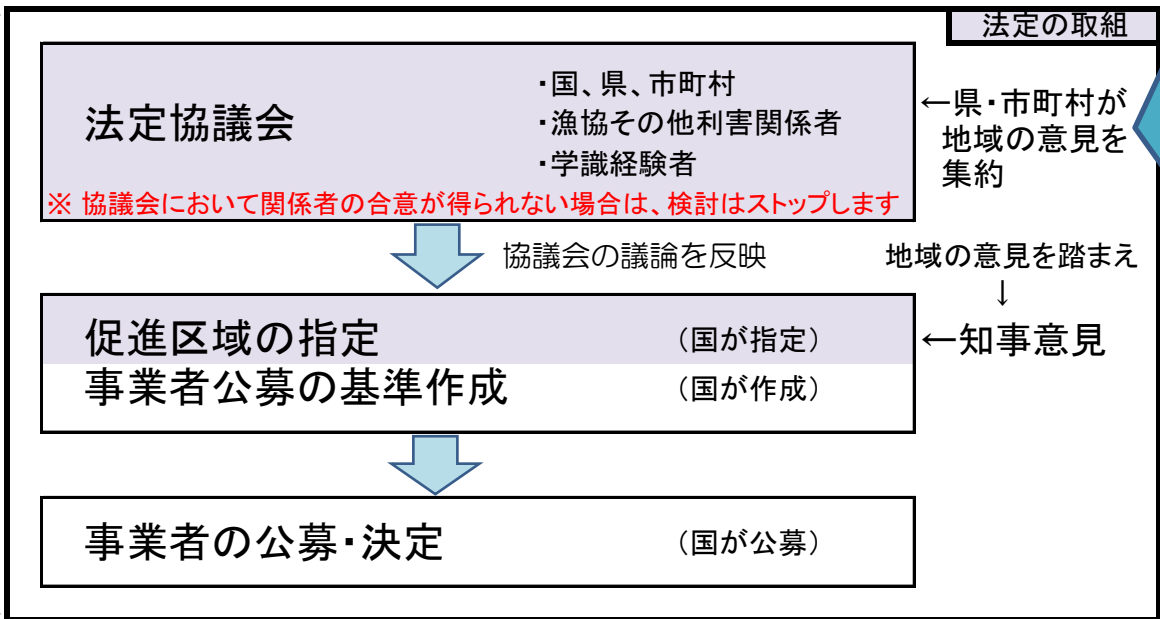
— <現時点> —

(関係者のご理解を大前提に)

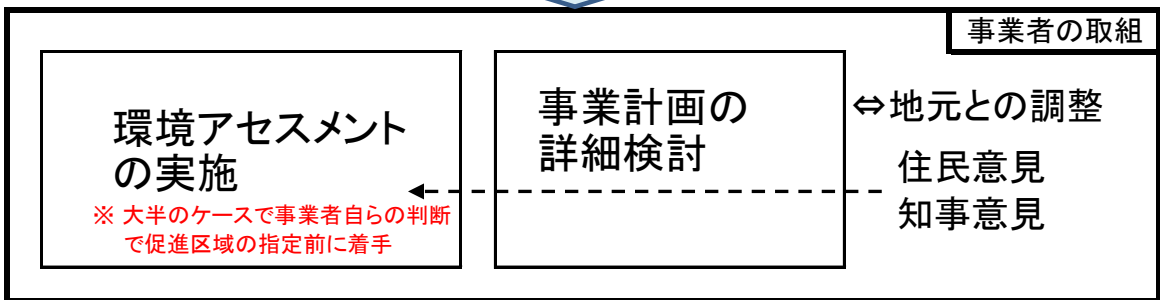
(来年度)

現在の議論を法定の  
取組みにつなげる

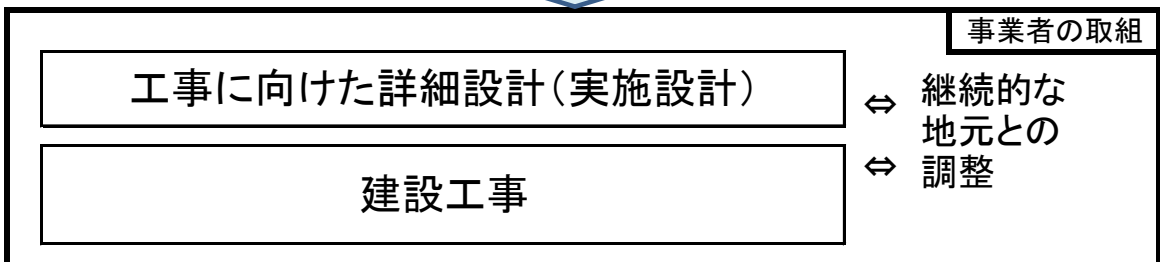
2  
年  
程度



2  
~  
3  
年



4  
~  
5  
年



概ね  
10年後

